

訪問看護について

訪問看護では重い疾患や状態の利用者さんはもちろんのこと、買い物や通院など自身で行うことが出来るような元気な利用者さんもいます。

例えば、現在の体調は整っているけれども、糖尿病の食事療法や運動療法の手助けが必要な利用者さんや、心不全の症状変化の早期発見が必要な利用者さんなど、自己管理を促進する支援も訪問看護の役割と言えます。

難病や癌を抱える利用者さんも、自立して動ける早期から関わることは重要なことです。

早期から関わることでいずれ病気が進行した際に、療養における希望を共有し、可能な限り実現することが出来ます。また、理学療法士等のリハビリテーションを希望する場合も定期的に看護師によるモニタリングを行うことで、体調面の不安を解消することも可能です。

このように、訪問看護は元気なうちから利用することで、**状態が変わった時にもすぐに対応することが出来ます**。体調が悪化してからよりも、**状態が安定しているうちから訪問看護を利用することで、利用者さんやご家族と訪問看護師の関係性を構築することが出来ます**。

結果的に体調が悪化した際に的確な対応ができることや、希望に沿った在宅療養を継続することができるメリットが多くあります。

介護保険と医療保険の訪問看護

訪問看護は病気や障害を抱えている方で、在宅療養が必要なすべての人が対象です。

しかし、年齢や疾患次第で介護保険、医療保険のどちらを利用できるかが変わってきます。

(介護保険)

年齢	介護保険の訪問看護利用条件
65歳以上	要支援・要介護認定を受けた人(介護保険第1号被保険者)
40歳以上65歳未満	16特定疾患の対象者で、要支援・要介護と認定された人

40歳未満の人は介護保険に加入しないので、介護保険の申請はできません。

(医療保険)

年齢	医療保険の訪問看護利用条件
65歳以上	医師が訪問看護の必要性を認めた方で、介護保険の要支援・要介護に該当しない方
40歳以上65歳未満	医師が訪問看護の必要性を認めた方で、16特定疾患の対象ではない方、または16特定疾患(*1)の対象であっても介護保険の要支援・要介護に該当しない方
40歳未満	40歳未満でも医師が訪問看護の必要性を認めた方 介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方でも、厚生労働大臣の定める疾病(*2)に該当する場合
その他 (週4回以上、1日に複数回の訪問が可能。2か所の訪問看護事業所の利用が可能)	介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方でも、 ①介護保険における厚生労働大臣が認める疾病等の方 ②病状の悪化により医師の特別指示(特別訪問看護指示書)が出されている方 ③退院直後で週4回以上の訪問が必要と認められた場合

医療保険は介護保険と違って支給限度額がありません

【40～64歳の方が訪問看護を受けられる特定疾病とは】

介護保険が適用される訪問看護を利用できるのは原則「65歳以上」の方です。ただし下記の特定疾病をお持ちの方は、介護保険適用で訪問看護を受けられます。

どんなに重い症状であっても、これら以外の病気では介護保険を使うことができません

16特定疾患

- がん末期
- 関節リウマチ
- 筋委縮性側索
- 硬化症後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

【医療保険適用の疾病(別表7)と身体状態(別表8)とは】

医療保険の適用になるのは医療的介入が高い難病です。難病であっても該当しないことがあります。別表7に該当した場合は介護保険利用者も医療保険での利用に移行します。

別表7(厚生大臣の定める疾病)

- 末期の悪性腫瘍
- 多発性硬化症
- 重傷筋無力症
- スモン
- 筋萎縮性側索硬化症
- 脊髄小脳変性症
- ハンチントン病
- 進行性筋筋ジストロフィー症
- パーキンソン病関連疾患
- プリオン病
- 亜急性硬化性全脳炎
- ライソゾーム病
- 副腎白質ジストロフィー
- 脊髄性筋萎縮症

別表8に該当した場合でも、別表7に該当または特別指示書の交付が行われない限り介護保険利用者は介護保険での訪問看護を継続します。

別表8(厚生大臣の定める状態等)

- 在宅悪性腫瘍等患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者。

「以下のいずれかを受けている状態にある者」

- 在宅自己腹膜灌流指導管理
- 在宅血液透析指導管理
- 在宅酸素療法指導管理
- 在宅中心静脈栄養法指導管理
- 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- 在宅自己導尿指導管理
- 在宅人工呼吸指導管理
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- 在宅自己疼痛管理指導管理
- 在宅肺高血圧症患者指導管理
- 人工肛門または人口膀胱を設置している状態にある者
- 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

当事業所との契約は上記に該当し、かつ主治医から訪問看護が必要であると認められた方になります。

訪問看護しんあい 重要事項説明書

事業所の運営に関する規定の概要や提供するサービスの内容など、契約上ご注意いただきたい重要な事項について、次の通り説明いたします。

1) 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業所名	株式会社しんあい
所在地	静岡市駿河区池田765
連絡先	電話 054-295-9861 FAX 054-295-9862

事業所概要

事業所名	訪問看護しんあい（指定番号 2264290434）
種類	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護
所在地	静岡市駿河区池田756-13
連絡先	電話 054-263-0577 FAX 054-263-0578
サービス提供地域	静岡市駿河区 静岡市葵区 静岡市清水区(事業者から30分圏内)

2) 利用事業所

事業の目的	要支援、要介護と認定された方に対して、看護のサービスを提供し 住み慣れた場所で、可能な限り自立した日常生活を確保できるように支援 することを目的とします
運営の方針	24時間体制でご契約者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め関係者と密接な連携に努め総合的なサービスの提供に努めます

訪問看護師(7名)	主治医より訪問看護指示を受けた後必要に応じたサービスを提供します
理学療法士(4名) 作業療法士(3名)	状態の安定している方へのリハビリテーションをします
事務担当(1名)	事務業務または事務職務の連絡等を行います

営業日	月曜日～金曜日（祝日可動）
休業日	土曜日・日曜日 12月29日～1月3日までは休み
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで（緊急対応あり）

3) 訪問看護・リハビリの提供にあたって

- ①サービス提供に先立って**介護保険証を確認**させていただきます。住所等変更があった場合は速やかにご連絡をお願いします。
- ②主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所または地域包括センターが作成する「居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて**「訪問看護計画」**を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は利用者またはその家族にその内容を説明しますのでご確認いただくようお願いいたします。
- ③サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- ④訪問看護提供にあたり作成した書類は終了後も5年保存します。

4) サービスの利用に関する留意事項

訪問日程	あらかじめ利用者及びその家族、介護支援専門員と相談します。 緊急訪問、24時間体制をとっております。緊急訪問等による遅れが生じる場合があります。その様な場合連絡を入れさせていただきます。 15分程度の遅れの場合、連絡せずに最短で訪問できるようにいたします。
振替訪問・代行者 訪問変更	業務の都合上、予定訪問者の振替及び代行者による訪問の場合があります。訪問職員及び事業所の都合で変更をお願いする場合があります
訪問看護師について	看護師は平日夜間、休日はオンコール交代制で対応しています。 相談や緊急時に速やかに対応できるよう、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。
理学、作業療法士の 訪問について	訪問看護がリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問するものであり、厚生労働省から看護師の要状態観察の指示があります。よって看護師による月1回の訪問を推奨いたします。

5) サービスの内容及び職員の禁止行為、他

サービスの内容									
医師の指示の基づき、個別に訪問看護計画書を作成し、サービスを実施、記録し、月ごとに医師、介護支援専門員への書面にての報告を行います									
サービス内容	<table border="0"> <tr> <td>* 病状、障害の観察</td> <td>* 清拭、洗髪、入浴等の清潔保持</td> </tr> <tr> <td>* 褥瘡の予防、処置</td> <td>* 療養生活や介護方法の指導</td> </tr> <tr> <td>* リハビリテーション</td> <td>* 食事及び排泄等日常生活の看護</td> </tr> <tr> <td>* ターミナルケア</td> <td>* 医師の指示による医療処置</td> </tr> </table>	* 病状、障害の観察	* 清拭、洗髪、入浴等の清潔保持	* 褥瘡の予防、処置	* 療養生活や介護方法の指導	* リハビリテーション	* 食事及び排泄等日常生活の看護	* ターミナルケア	* 医師の指示による医療処置
* 病状、障害の観察	* 清拭、洗髪、入浴等の清潔保持								
* 褥瘡の予防、処置	* 療養生活や介護方法の指導								
* リハビリテーション	* 食事及び排泄等日常生活の看護								
* ターミナルケア	* 医師の指示による医療処置								

当事業所職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません	
* 金銭、通帳、証書、書類等の預かり	* 金銭、物品、飲食の授受
* 利用者宅での飲食	* 利用者の同居家族へのサービス
* 契約場所以外での訪問	* 緊急時以外の身体拘束
* 宗教、政治、営利活動	* 個人情報への漏洩
* 利用者宅以外でのサービス提供	* 同居家族に対するサービス提供
* 買い物代行、受診介助等	

【サービス利用上の禁止行為】

利用者またはご家族による当訪問職員に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

<ol style="list-style-type: none"> ① サービスに必要なないことを強制的に行わせること ② 看護師等の指摘、指示を無視すること ③ 不必要な体への接触、交際、性的関係の強要 ④ 容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言、質問 ⑤ 性的及び身体上の事柄に関する不必要な発言、質問 ⑥ 個人を中傷するうわさ、人格を傷つける発言、個人プライバシーの侵害 ⑦ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示 ⑧ 一方的に恫喝すること ⑨ 身体的暴力行為を行うこと、人格を傷つける発言を行うこと ⑩ その他前各号に準ずる言動を行うこと

【その他】

- ① 看護師と女性のリハビリ職員は車で伺います。駐車場のご準備をお願いします。
有料駐車場の場合はご負担をお願いします。
- ② サービス提供時ペットの放し飼いは訪問に支障がないようにお願いいたします。
- ③ 訪問時の処置によるごみ、ペーパータオル等のごみの処分をお願いします。
- ④ 処置等の手洗いの為に洗面所の使用をご許可ください。
- ⑤ お茶やお菓子、贈り物等のお気遣いはなさらないでください。

6) 訪問看護指示書について

主治医が利用者の症状や指示等を記載した書類で、訪問看護を利用するにあたり、必要な書類になります。訪問看護指示書は**主治医**から記載、交付して頂く必要があり、一人の利用者に対し一人の医師しか出せません。指示期間は主治医の決定になります。主治医が変更になった場合はご連絡をお願いします。
書類代を医療機関にお支払いいただきます。

通常訪問看護指示書	通常の訪問看護指示書になり、期間は1～6か月までとなる
特別訪問看護指示書	退院直後や容態が悪化した方への訪問看護が必要になった場合 4日以上訪問が条件。指示期間は14日間。交付は月1回 褥瘡、気管カニューレの場合は月2回交付可能
在宅患者訪問点滴 注射指示書	基本的に3日以上点滴注射を行う必要が認められた場合に 交付される。指示期間7日以内で交付される。

7) 主治医等医療機関との連携について

- ① 主治医、医療機関に報告及び相談がある場合は適切に対応します。(緊急時を含める)
- ② 毎月の**訪問の様子を書面にて報告**します。
- ③ 主治医、医療機関からの問い合わせに対し、適切に対応します。

8) 居宅介護支援事業所等との連携について

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業所及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② **訪問看護計画書、及び毎月の報告書**を居宅介護支援事業所に送付します。

9) サービス提供の記録等

- ① サービス提供した際には、あらかじめ定めた「**訪問看護記録書**」に記載します。
- ② 訪問看護記録書は控えを利用者に渡し、事業所にて電磁的及びカルテに保存します
- ③ 訪問看護記録、その他の記録を作成完成後5年間保管し、求めに応じて閲覧に供します

10) 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、**主治医**への**連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに**利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11) 事故発生時の対応方法について

サービス提供中に万が一事故が発生した場合は、**迅速に対応**いたします。
市町村、利用者家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
また、指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は損害賠償保険に加入しています。

12) 非常災害対策について

利用者の**安否確認を行う**とともに在宅医療機器の管理を行い態勢を整えます。

非常災害等の発生の際にはその事業が継続できるよう、他の事業所との連携及び協力を行う体制を構築できるよう努めます。

(災害の規模によっては訪問が提供できない場合があります)

13) 秘密の保持と個人情報の取り扱いについて

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療、介護介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p> <p>④ サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p>
<p>個人情報の取り扱いについて</p>	<p>① 個人情報は適正な取得に努めます。</p> <p>② 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏えい・紛失不正アクセス・破壊など問題発生時には速やかに対処します。</p> <p>③ 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を順守させます。</p> <p>④ 個人情報は利用目的(以下参照)の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。</p> <p>⑤ 個人情報を第三者に提供する際は、ご本人の同意を文書で得ます。</p> <p>⑥ 個人情報の開示を求められた場合は、当訪問看護の情報提供の手続きに従って開示します。</p>
<p>個人情報の利用目的</p>	<p style="text-align: center;">【事業所内】</p> <p>① 提供するサービス(計画・報告・連絡・相談等)</p> <p>② 医療保険、介護保険請求等の事務</p> <p>③ 担当者会議、カンファレンス、研修等</p> <p>④ その他、利用者に係る管理運営事務</p> <p style="text-align: center;">【他の事業所等への情報提供】</p> <p>① 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、居宅介護支援事業所居宅サービス事業所との連携</p> <p>② 家族、キーパーソンへの心身の状況説明</p> <p>③ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答</p> <p>④ 損害賠償保険などに関わる保険会社等への相談または届け出等</p>
<p>個人情報の保護</p>	<p>収集した個人情報は、保存方法・保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のもとに処分します。</p>

14) サービス提供に関する相談、苦情について

利用者は提供されたサービスに苦情がある場合は事業者、介護支援専門員、市町村、または国民健康保険団体連合に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

事業者は苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

苦情申し立て窓口	連絡先	対応時間
訪問看護しんあい	054-263-0577	9:00~17:00
静岡市介護保険課	054-221-1377	8:30~17:15
国民健康保険団体連合会	054-253-5590	9:00~17:00

15) 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ① 成年後見制度の利用を支援します。
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ サービス提供中に、当該事業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを関係各所に通報します。

16) 料金の請求及びお支払い方法

利用料・その他費用の請求方法	利用月ごとにサービス提供の計算を行い、合計金額により請求いたします。翌月中旬頃に利用者または家族あてに郵送します。
お支払方法	利用者様指定口座からの引き落としの手続きをお願いします。毎月 27日 (休日の場合は翌営業日)の引き落としになります。引き落とし不能の場合は翌月に再引き落としか振り込みになります。基本は口座引き落としですが、現金ご希望の方はご相談ください。その場合お釣りのないようにご準備をお願いします。
領収書の発行	翌月の請求書と共に同封いたします。医療費控除対象ですので紛失されないようにしてください。再発行はいたしかねます。
振込先	静岡銀行 池田支店 普通 0548712 カブシキガイシャシンアイダイヒョウトリシマリヤクホンダヒロヤ

17) 介護認定申請中、更新中、区分変更中の方

介護認定が決定するまで請求は保留とさせていただきます。

決定後に保留分を含めご請求させていただきます。

18) 利用の変更、キャンセル

- ① 都合により変更をご希望の場合は、可能な限り早めのご連絡をお願いします。
- ② キャンセルの場合は、わかり次第ご連絡、または訪問時にお知らせください。
当日の8時30分以降はキャンセル代をお支払いいただきます。(1000円)
ただし、急変などでやむを得ない場合を除きます。
- ③ 台風などで往復途上の危険が予測された場合、定期の訪問を変更、中止の場合があります。

19) 契約の終了

次のいずれかの事由が発生した場合はこの契約は終了するものとします。

- ① 契約者から終了の意思表示がなされたとき
- ② 契約者が施設入所、または死亡した場合
- ③ 介護認定区分が非該当になった場合
- ④ 3か月以上の入院療養

契約者は事業者もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合は本契約を解除することができます。

- ① 守秘義務違反した場合
- ② 故意または過失により契約者もしくはその家族等の身体、財産、信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

事業者は以下の事項に該当する場合は本契約を解除することができます。

- ① 契約者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。
- ② 契約者が故意または重大な過失により事業者もしくはサービス従業者の身体、財産、信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ③ サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めたにもかかわらず、これが支払われない場合。

20) その他

- ① 利用者様及びご家族の方々に、安全で快適なケアを提供するために、感染予防として常時マスク着用、手洗い、手袋、エプロンでケアを行わせていただきます。
- ② 手洗いの実施のため洗面所をお借ります。
- ③ 看護師による時間外及び休日の緊急訪問ですが、状態の急な変化や、点滴、転倒、お看取り等に対応させていただきます。「話を聞いてほしい」「明日用事があるから今から来てほしい」などのご要望にはお答えできませんのでご了承ください。
- ④ 看護師の個人携帯への連絡はご遠慮ください。事務所の方におかけください。
- ⑤ 難病の方で訪問看護対象の方は月末に負担管理表を確認させていただきます。

21) 訪問予定

曜日	看護師	リハビリ	時間	介護保険	医療保険
月					
火					
水					
木					
金					

ご利用料金について

原則として介護認定を受けていれば、介護保険でのご利用になります。

【介護保険】

介護保険では一つのサービスを単位で計算し、1単位は地域により異なります。

静岡市の1単位の金額は10.42円です。(報酬単位×10.42)(小数点以下切り捨て)

自己負担額は原則として基本料金の1割(所得に応じて2割から3割)です。

【基本料金】(訪問毎)

看護師	単位		基本料金		コード	内容他
	支援	介護	要支援	要介護		
20分未満	303	314	3157	3271	I 1	利用要件(注1)あり
30分未満	451	471	4699	4907	I 2	
30分以上60分未満	794	823	8273	8575	I 3	
60分以上90分未満	1090	1128	11357	11753	I 4	

療法士による(注2) 訪問リハビリ	284	294	2959	3063	I 5	20分
	568	588	5918	6126		40分 (週3回まで)
	768	795	8002	8283		90分 (週2回まで)

注1)週1回以上20分以上の訪問看護を実施していることが要件

【加算料金】

(基本料金に加算される料金です)

加算名	単位	料金	算定	内容
<input type="checkbox"/> サービス提供体制加算	3	31	訪問毎	質の高いサービスを提供する体制にある事業所として評価された加算
<input type="checkbox"/> 初回加算 I	350	3126	初回	新規の訪問看護計画書を作成した利用者に対し退院当日に訪問看護を提供した場合
<input type="checkbox"/> 初回加算 II	300	3126	初回 介護度変更時	新規の訪問看護計画書を作成した利用者に対し訪問看護を提供した場合
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算	574	5981	月1回	利用者の同意を得て、24時間体制で計画的な訪問以外に必要時電話相談、緊急訪問を行う
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	600	6252	実施月	入院もしくは入所中の者が退院対退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行った場合
<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護加算	254(30分) 402 (30分以上)	2646 4188	訪問毎	二人の看護師が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により、一人の看護師等による訪問看護が困難な場合)に加算
<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算	300	3126	利用時	特別管理加算の対象者に対して1回の訪問が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定のサービス費に加算
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算	2500	26050	死亡月	在宅で死亡された利用者について、利用者またはその家族等の同意を得て、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍、及び厚生労働大臣が定める状態にある者は1日)以上ターミナルケアを行った場合に加算
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員連携強化加算	250	2605	対象月	痰の吸引等を行う訪問介護事業所と連携し利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合

【時間外訪問について】

早朝(6～8時) 夜間(18～22時)	基本料金の25%増	緊急時訪問看護加算を算定している場合
深夜(22～6時)	基本料金の50%増	月の1回目の計画外の緊急訪問では加算はありません。2回目から加算になります。

* 緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額に含まれません

【減算について】 訪問看護の基本料金から減算される料金です

<input type="checkbox"/> リハ職による 訪問看護時の減算	1回につき8単位	リハビリ利用の基本料金から減算 (来年度に変更になる可能性があります)
<input type="checkbox"/> 介護予防訪問看護 の長期利用	1回につき5単位	理学療法士等が利用開始日の属する月から12か月を 超えて介護予防訪問看護を行う場合
<input type="checkbox"/> 同一建物減算	10%減算	事業所と同一建物の利用者に訪問看護を行う場合

【保険外料金について】

交通費	介護保険では無料です		
駐車料金	実費	有料駐車場利用の場合	
衛生材料等	実費	ガーゼ・医療用テープ・防水フィルム等	
その他物品		洗浄ボトル・使い捨て手袋・おしりふき等	
キャンセル料	1000円	当日8:30以降のキャンセル・訪問時不在等	
エンゼルケア	11000円	8時30分～17時30分	お亡くなりになった後の 清拭や身支度
	14000円	夜間	
	16000円	深夜・早朝	
文書等コピー	10円～30円	希望があった場合コピーします 白黒 10円 カラー30円	

【特別管理加算について】

特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算

<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅰ	介護保険		医療保険
	500単位	5210円	5000円/月

- 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている 在宅気管切開患者指導管理を受けている
気管カニューレを使用している 留置カテーテルを使用している

<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅱ	介護保険		医療保険
	250単位	2605円	2500円/月

- 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている
在宅血液透析指導管理を受けている
在宅酸素療法指導管理を受けている
在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている
在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている
在宅自己導尿指導管理を受けている
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている
在宅自己疼痛管理指導管理を受けている
在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている 人工肛門また人工膀胱を使用している
真皮を越える褥瘡の状態 点滴注射を週3日以上行う必要がある

【医療保険】

訪問看護利用料はそれぞれの保険の種類に応じた負担割合となります。(下記料金の1～3割負担です) 医療保険料は法定利用料に基づく金額です。法定利用料が改定される場合は、この料金も自動的に改定させて頂くこととなりますのでご了承ください。

後期高齢者	1割または3割(現役並み所得の方)	
健康保険・国民健康保険	後期高齢者	2割から3割 (現役並み所得の方)
	一般患者	3割

受給者証の種類によっては公費が適応になり、負担が軽減される場合があります

【基本利用料金】

□訪問看護基本療養費 I (1日につき1回)	週3日まで	5550円
	週4日以降	6550円
□訪問看護基本療養費 II 同一建物内3名以上の訪問 (1日につき1回)	週3日まで	2780円
	週4日以降	3280円
□訪問看護管理療養費	月の初日	7670円
	月の2日目以降	3000円

* 訪問看護計画書・報告書を主治医に提出し、計画的な管理を継続して行います

□難病等複数回訪問加算	1日2回	4500円
	1日3回以上	8000円

* 厚生労働大臣が定める疾病または特別訪問看護指示書が交付された場合

□複数名訪問看護加算 (週1回算定)	必要時	4500円
-----------------------	-----	-------

* 別表7・8に掲げる疾病等の者

* 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

* 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等がある者

* 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者

□夜間・早朝・深夜	夜間(18時～22時)	2100円
	早朝(6時～8時)	2100円
	深夜(22時～6時)	4200円
□長時間訪問看護加算	週1回	5200円

* 人工呼吸器を使用、特別訪問看護指示期間、特別管理加算をしている者で90分を超える訪問を実施した場合

【加算料金】 (病状等によっては下記の料金が加算されます)

□24時間対応体制加算	月1回	6520円
-------------	-----	-------

* 電話等で常時対応でき電話による相談や、必要時に緊急時訪問看護を行う体制があります

□特別管理加算 I・II	I 月1回	5000円
	II 月1回	2500円

* 上記記載

□緊急時訪問看護加算	1日1回	2650円
------------	------	-------

* 主治医、連携先の医療機関の医師の指示で緊急の訪問を行ったときに算定

□退院時共同指導加算	初日の訪問日	8000円
------------	--------	-------

* 保険医療機関等が退院、退所にあたり、医師及び看護師等が共同して在宅療養生活の指導を行う

<input type="checkbox"/> 退院支援指導加算	2日目の訪問時	6000円
-----------------------------------	---------	-------

*厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算の対象者、退院日に在宅療養指導が必要な方

<input type="checkbox"/> 在宅患者連携指導加算	月1回	3000円
-------------------------------------	-----	-------

*医療機関または薬局と文章により情報共有し療養上必要な指導を行った場合

<input type="checkbox"/> 在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	月2回まで	2000円
--	-------	-------

*状態の急変時に伴い、医師の求めにより自宅で介護支援専門員と共同でカンファレンスに参加し療養上必要な指導を行った場合

<input type="checkbox"/> 看護・介護職員連携強化 加算	月1回	2500円
--	-----	-------

*訪問看護の看護職員喀痰吸引等の業務を行う介護職員等に対し医師の指示のもと支援・連携した場合に算定

<input type="checkbox"/> 訪問看護ターミナルケア 療養費	死亡時	25000円
---	-----	--------

*主治医との連携のもとにターミナルケアを行い、主治医の指示により死亡日及び死亡日前14日以内の計15日間に2回以上訪問看護を実施した場合に算定

<input type="checkbox"/> 訪問看護情報提供療養費	月1回	1500円
--------------------------------------	-----	-------

*市町村等の実施する保健福祉サービスとの連携を強化し総合的な在宅療養を推進するために行う

【保険外料金について】

交通費	事業所から5Km圏内	無料	
	事業所から5Km～10Km	1回につき110円	
	事業所から10Km以上	1回につき220円	
駐車料金	実費	有料駐車場利用の場合	
衛生材料等	実費	ガーゼ・医療用テープ・防水フィルム等	
その他物品		洗浄ボトル・使い捨て手袋・おしりふき等	
休日訪問	1650円	営業日以外に訪問した場合	
長時間訪問看護加算	4000円	週1回以上の90分以上の訪問時	
キャンセル料	1000円	当日8:30以降のキャンセル・訪問時不在等	
エンゼルケア	11000円	8時30分～17時30分	お亡くなりになった後の 清拭や身支度
	14000円	夜間	
	16000円	深夜・早朝	
文書等コピー	10円～30円	希望があった場合コピーします 白黒 10円 カラー30円	

請求書郵送先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他
--------	--

訪問看護利用同意書・個人情報利用同意書

重要事項説明年月日	年 月 日
-----------	-------

指定訪問看護・介護予防訪問看護の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項、個人情報保護、利用料金を説明しました。

事業者	所在地	静岡市駿河区池田756-13
	法人名	株式会社しんあい
	代表者名	本田弘哉 梅沢 渉
	事業所名	訪問看護しんあい
	説明者氏名	

訪問看護の契約にあたり、上記内容の説明を事業者から確かに受け、理解したうえで同意、交付を受けました。また、法改正時の料金変更があった場合も了承します。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	
利用者との関係(続柄)		

緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算

緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算の説明を受け、同意し契約します。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	氏名	
	利用者との関係(続柄)	

《緊急時・事故発生時の連絡先》

	氏名	連絡先	利用者との関係
1)			
2)			

訪問看護サービス

契約書

説明・契約年月日 年 月 日

対応者 ()

訪問看護しんあい保管用

居宅介護事業所	
ケアマネジャー	

指示書交付先	<input type="checkbox"/> 在宅専門 <input type="checkbox"/> 診療所他

保険	<input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 医療保険
公費	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()
緊急対応	<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算
	<input type="checkbox"/> 24時間対応体制加算

駐車場	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり()
-----	--

訪問看護サービス

契約書

説明・契約年月日 年 月 日

対応者 ()



指定訪問看護事業所

訪問看護しんあい

当事業所は介護保険、医療保険、難病、生活保護の方の訪問の指定を受けており、ご利用者様に対して訪問看護及びリハビリテーションのサービスを提供します。

緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算を契約の方へ

- ①ご本人またはご家族からの看護に関するご相談、必要に応じての訪問対応を行うサービスです。ご利用の有無にかかわらず、毎月1回の契約負担金が発生します。
- ②時間外、休日の緊急対応は看護師が交替で行っています。
- ③他の電話中や処置中などは出れないことがありますが、その場合は折り返しさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。
- ④夜間や入浴などすぐに電話に出れないことがあるかもしれません。
長めに呼び出しをお願いします。
- ⑤職員の個人携帯にかけることはご遠慮をお願いします。
- ⑥急な状態変化や転倒、外傷などの対応が主となります。話し相手や正規な訪問の
振り替えに時間外、休日の訪問依頼はご遠慮ください。